

令和5年度 高所作業車運転技能講習のご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関 (高所登録第61号)
登録有効期間 2024年3月30日
建設業労働災害防止協会山形県支部
TEL 山形県支部 : 023-642-3033
技能安全センター : 0237-83-2211

労働安全衛生法第61条により、作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転は、高所作業車**運転技能講習を修了した者**でなければ**運転・操作はできません。また、運転・操作を指示してもいけません。**

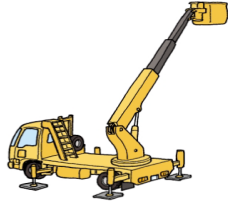
上記の資格取得のための講習会を下記のとおり開催いたしますので、計画的に受講されますようご案内申し上げます。

1 講習開催日

月	日程	会場
11月	21日(火)～22日(水)	1日目 : 「酒田建設会館」 酒田市ゆたか1丁目1-1 TEL : 0234-33-0702 2日目 : 「建設業安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237-83-2211

※実技は、高さ15mの**実習棟での屋内講習**となります。

2 受講資格 (下記いずれかの条件に該当する方が受講可能)

14時間コース (学科 : 8時間、実技 : 6時間)	12時間コース (学科 : 6時間、実技 : 6時間)
<ul style="list-style-type: none">① 建設機械施工技術検定に合格した者② 普通自動車免許以上の免許を有する者③ 次のいずれかの運転技能講習を修了した者<ul style="list-style-type: none">・ フォークリフト運転技能講習・ ショベルローダ等運転技能講習・ 車両系建設機械 (整地・運搬、基礎工事用又は解体用) 運転技能講習・ 不整地運搬車運転技能講習	<ul style="list-style-type: none">① 移動式クレーン運転士免許を有する者② 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 
※受講申込書には、該当する検定証、免許、修了証の写しの貼付が必要となります。	

3 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区分	一般	建災防会員 (会員には教材費補助)
受講料・教材費	受講料 38,720円 教材費 1,914円	受講料 38,720円 教材費 0円
	合計 40,634円	合計 38,720円
	受講料 36,720円 教材費 1,914円	受講料 36,720円 教材費 0円
	合計 38,634円	合計 36,720円

【注意】人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

4 修了証の発行

所定の科目を受講し、修了試験（学科・実技）で合格した者に講習終了後、**即日交付**となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

- 講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「**技能講習 統合修了証**」を発行します。
- 建災防山形県支部発行の「技能講習修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。**
※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。
※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

5 受講申込先、手続き等

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可
- ② 受講資格を証明する書類：修了証等の写し(表裏両面)を必ず添付

(注1) 上記①、②を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) 定員(16名)になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 受講料は前納制となります。下記申込み先の了解を得て期日までに納入して下さい。
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先 (申込書・受講料を直接持参しても受付できます)

〒998-0006

酒田市ゆたか1-1-1

建設業労働災害防止協会 酒田分会

TEL: 0234 (33) 0702 FAX: 0234 (33) 0704

【振込先】 荘内銀行 酒田北支店 普通預金 No. 322601

【口座名】 建設業労働災害防止協会酒田分会 分会長 菅原 靖

6 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意ください。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索 